（第１１面）

９　その他特記事項

附則

この省令は、公布の日から施行する。

注１．認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識及び能力（法第６条柱書）の維持向上のために実施した措置等を記載すること。

２．認証紛争解決事業者，その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては，その代表者又は管理人），規則第５条第１０号の重要な使用人，手続実施者等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合，逮捕，勾留された場合，刑事事件に関し起訴された場合，重要な不利益処分を受けた場合，認証紛争解決事業者が裁判手続の当事者となった場合等には，その概要も記載すること。

３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第１１面の次に添付すること。